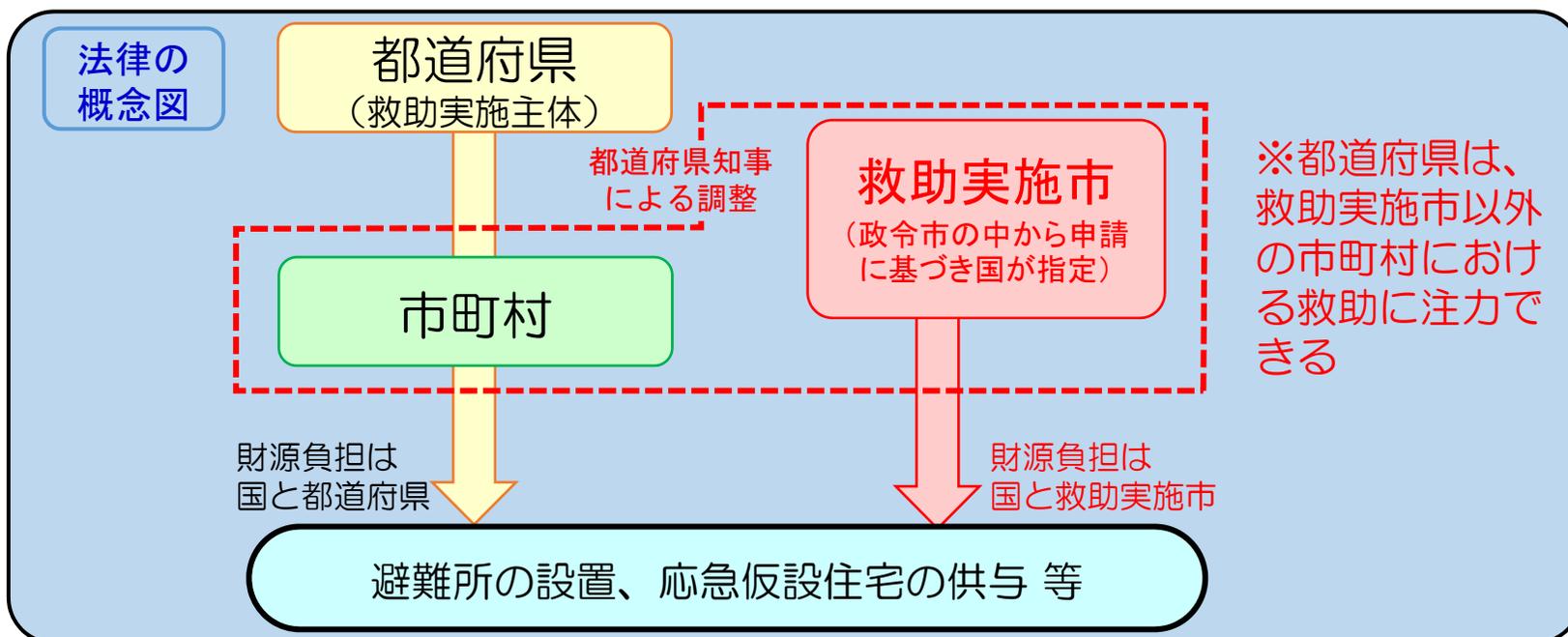


災害救助法による救助の円滑かつ迅速な実施を図るため、救助実施市が自らの事務として被災者の救助を行うことを可能にする制度。 (平成30年6月公布、平成31年4月施行)

※救助実施市は、政令市の申請により、国が指定（都道府県の意見聴取が必要）。
 ※千葉市を指定することにより、20政令市のうち**13政令市**が救助実施市となる。

公示日	指定効力発生日	政令市名称
H31.4.1	H31.4.1	仙台市、横浜市、川崎市、相模原市、神戸市、岡山市、熊本市
H31.4.1	R元.10.1	北九州市、福岡市
R元.12.2	R2.4.1	名古屋市
R2.4.1	R2.4.1	さいたま市、京都市
R5.4.3	R5.4.3	千葉市



【制度の効果】
 最大 2,700万人(全国20政令市の総人口)の被災者の救助を迅速かつ円滑に行えるようになるとともに、その他の市町村の被災者の救助も迅速化されるという効果が期待できる。

住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 (屋根等に被害を受けた住家へのブルーシートの展張等)

令和5年6月16日内閣府告示第91号
本改正は、公布日から施行され、改正後の規定は、令和5年4月1日から適用

近年、我が国では地震、台風、強風、竜巻、大雨等により多くの家屋で屋根の損傷等が度々発生しており、地震による屋根瓦の脱落、暴風による屋根の破損などの被害の発生した直後に降雨等による屋内の浸水被害を受け、住宅の被害が拡大するケースが発生している。

<背景・課題>

- 令和元年房総半島台風（第15号）や、令和3・4年と続けて発生した福島県沖を震源とする地震など、住居の屋根等に著しい損傷を発生させ、直後の降雨により住宅の被害が拡大した。
- ブルーシートの展張が実施できる団体等を把握しておらず、対応が後手に回った。
- 高齢者等が屋根で作業中に誤って転落し、災害関連死となるケースが発生した。 など

被災直後に、災害によって屋根等に被害を受けた住宅の損傷が
拡大しないように、被災者の住宅に対する緊急の修理を可能とする。

<概要>

1. 実施内容：屋根等に被害を受けた住居へのブルーシートの展張等の緊急措置
 - ・ 屋根等に被害を受け、雨漏り又は雨漏りのおそれがある住家へのブルーシート等の展張
 - ・ 損傷を受けた住宅の外壁や窓硝子へのブルーシートの展張やベニア板による簡易補修による風雨の浸入の防御
 - ・ アパートやマンション等の外壁材（タイルやモルタル等）の剥落に伴う落下防止ネットの展張 など
2. 対象：準半壊以上（相当）の被害を受けた者（損害割合10%以上）
3. 実施期間：災害の発生の日から10日以内
4. 支出費用：1世帯当たり5万円以内
 - ・ ブルーシート、ロープ、土嚢など緊急措置に必要な資材費
 - ・ 建設業者・団体等の施工費用

【新旧対照表】

改正後	改正前
<p>(被災した住宅の応急修理)</p> <p>第七条 法第四条第一項第六号の被災した住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。</p> <p>一 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理</p> <p>イ <u>災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行うものであること。</u></p> <p>ロ <u>住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり五万円以内とすること。</u></p> <p>ハ <u>住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から十日以内に完了すること。</u></p> <p>二 日常生活に必要な最小限度の部分の修理</p> <p>イ 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。</p> <p>ロ 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。</p> <p>(1) (2)に掲げる世帯以外の世帯 七十万六千円</p> <p>(2) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三十四万三千円</p> <p>ハ <u>日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害発生の日から三月以内（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、六月以内）に完了すること。</u></p>	<p>(被災した住宅の応急修理)</p> <p>第七条 法第四条第一項第六号の被災した住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。</p> <p>[新規]</p> <p>一 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。</p> <p>二 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。</p> <p>イ ロに掲げる世帯以外の世帯七十五万五千円</p> <p>ロ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯三十四万二千円</p> <p>三 <u>住宅の応急修理は、災害発生の日から三月以内（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、六月以内）に完了すること。</u></p>
<p>前 文 [抄] (令和五年六月十六日内閣府告示第九十一号)</p> <p>公布の日から施行し、改正後の規定は令和五年四月一日から適用する。</p>	

■ 防災基本計画

災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する我が国の防災に関する総合的かつ長期的な計画で、指定行政機関や指定公共機関が作成する防災業務計画や、自治体が作成する地域防災計画の基本となるもの

主な修正項目

最近の施策の進展等を踏まえた修正

○ 多様な主体と連携した被災者支援

- ・ 都道府県による災害中間支援組織（※1）の育成・強化、関係者の役割分担の明確化
- ・ 災害ボランティアセンター設置予定場所の明確化
- ・ 災害ケースマネジメント（※2）などの被災者支援の仕組みの整備

※1 NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織

※2 一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組

○ 国民への情報伝達

- ・ 長周期地震動階級に係る情報の解説・伝達
- ・ 通信障害発生時の丁寧な周知広報の実施
- ・ 障害者の情報取得・意思疎通に係る施策の推進

○ デジタル技術の活用

- ・ 被災者台帳、避難行動要支援者名簿の作成等へのデジタル技術の活用

日本海溝・千島海溝沿い海溝型地震に係る基本計画の変更を踏まえた修正

○ 北海道・三陸沖後発地震注意情報（※）の解説・伝達

※日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の想定震源域とその周辺でMw7.0以上の地震が発生した場合、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を発信し、大地震の発生可能性が平時よりも相対的に高まっているとして、後発地震への注意を促す取組について、令和4年12月より運用を開始。



令和4年に発生した災害を踏まえた修正

<北海道知床で発生した遊覧船事故>

○ 旅客船の総合的な安全・安心対策の強化

※海上災害対策編の修正

<トンガ諸島の火山噴火による潮位変化>

○ 火山噴火等による津波に関する普及啓発・情報伝達

防災基本計画修正（令和5年5月30日決定）【新旧抜粋】

●防災基本計画修正 新旧対照表（抜粋）

修正前	修正後
<p>第2編 各災害に共通する対策編 第1章 災害予防 第3節 国民の防災活動の促進 3 国民の防災活動の環境整備 (2) 防災ボランティア活動の環境整備 (略)</p> <p>○国〔内閣府、消防庁、文部科学省、厚生労働省等〕及び市町村（都道府県）は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p>	<p>第2編 各災害に共通する対策編 第1章 災害予防 第3節 国民の防災活動の促進 3 国民の防災活動の環境整備 (2) 防災ボランティア活動の環境整備 (略)</p> <p>○国〔内閣府、消防庁、文部科学省、厚生労働省等〕及び市町村（都道府県）は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、<u>災害</u>中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。</p> <p><u>○都道府県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、都道府県域において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努めるとともに、都道府県地域防災計画等において、当該災害中間支援組織や都道府県域において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（都道府県社会福祉協議会等）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>○市町村は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町村地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町村社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>

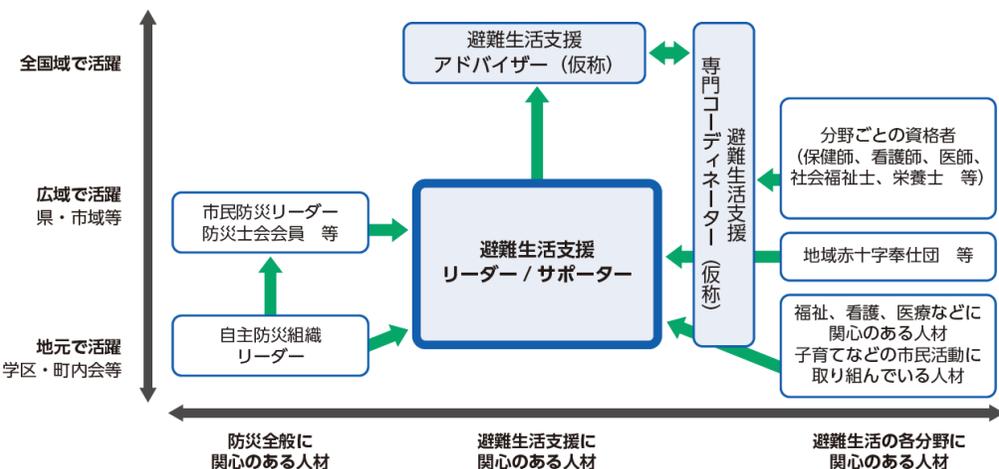
防災基本計画修正（令和5年5月30日決定）【新旧抜粋】

修正前	修正後
<p>第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え</p> <p>7 避難の受入れ及び情報提供活動関係</p> <p>(略)</p> <p>○地方公共団体は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第3章 災害復旧・復興</p> <p>(略)</p> <p>第4節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>(略)</p> <p>○国〔内閣府、厚生労働省〕及び地方公共団体は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え</p> <p>7 避難の受入れ及び情報提供活動関係</p> <p>(略)</p> <p>○地方公共団体は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、<u>地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）</u>などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第3章 災害復旧・復興</p> <p>(略)</p> <p>第4節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>(略)</p> <p>○国〔内閣府、厚生労働省〕及び地方公共団体は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、<u>災害ケースマネジメントの実施等により</u>、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>

- 内閣府では、災害の激甚化・頻発化等により避難生活が長期化する中、地域のボランティア人材に、**避難生活環境改善のための知識・ノウハウを身につけてもらうためのモデル研修を令和4年度から開始。**
- こうした取組を通じて地域のボランティア人材の発掘・育成を図り、発災時には行政職員や支援者等と連携し、**良好な避難生活環境の確保を図ることにより、「災害関連死・ゼロ」の実現を目指す。**

避難生活支援リーダー／サポーターとは

避難生活支援リーダー／サポーターの位置づけ



- 「避難生活支援リーダー／サポーター」とは、避難所運営の基本的スキルを習得し、**自治体や支援者等とともに、避難所の生活環境向上に率先して取り組むことができる人材**
- 当該人材を各地域で発掘・育成するために、**内閣府主催の「避難生活支援リーダー／サポーター研修」を全国で開催**

⇒ これ以外にも、さらにスキルアップを行い全国域での活躍が期待される「避難生活支援アドバイザー（仮称）」や、各分野の有資格者であり避難生活支援のスキルを習得した「避難生活支援専門コーディネーター（仮称）」を育成するための仕組み・研修プログラムも、引き続き、関係者や各分野のニーズ等も踏まえて検討

避難生活支援リーダー／サポーター研修（令和5年度）

研修プログラム	・ オンデマンド講座（事前視聴） ・ 基礎講義、グループ討議、演習 など、研修期間2日間
研修実施地区	・ 館林市（群馬） ・ 箕輪町（長野） ・ 関市（岐阜） ・ 島田市（静岡） ・ 岡崎市（愛知） ・ 三木市（兵庫） ・ 瀬戸内市（岡山） ・ 広島市（広島） ・ 八代市（熊本） ・ 残り1地区（調整中） の合計10地区



研修テキスト



グループ討議



避難所の環境改善演習

令和5年度スケジュール

R5年度前半（4～9月）

- 研修の先行実施（広島市）
- R5年度研修カリキュラム検討
- 研修実施自治体等との調整

R5年度後半（10～3月）

- 研修の実施（他9地区）
- 研修アンケート結果等の分析
- 次年度に向けた改善検討

- 来年度の研修について、自治体・関係団体等での開催を促すための検討（内閣府の役割・研修主催自治体等に対する支援の検討）
- アドバイザー研修等の位置付け・枠組みの検討

- 研修修了者の認定、データベース、マッチングの仕組み検討・構築



○ 令和5年度は、各県に公募を行った上で、以下10県（市町村）を選定（10県目は現在調整中）

【注】「※」記載のある県は、昨年度（令和4年度）に続いて2年連続で研修実施

都道府県名	群馬県※	長野県※	静岡県	愛知県※	岐阜県	兵庫県	岡山県※	広島県	熊本県	【調整中】
実施市町村	館林市	箕輪町	島田市	岡崎市	関市	三木市	瀬戸内市	広島市	八代市	
実施日（予定）	2/10(土)、 11(日)	2/3(土)、 4(日)	12/16(土)、 17(日)	1/20(土)、 21(日)	11/11(土)、 12(日)	2/17(土)、 18(日)	10/28(土)、 29(日)	6/17(土)、 18(日)	10/14(土)、 15(日)	
市町村の人口規模	7.4万人	2.5万人	10万人	38万人 (中核市)	8.5万人	7.5万人	3.6万人	120万人 (政令市)	12万人	
参加呼びかけ予定の団体・組織	群馬県社会福祉協議会、館林市社会福祉協議会、日本防災士会群馬県支部、ぐんま地域防災アドバイザー（館林市在住者）、日本赤十字社群馬県支部、DMAT、DWAT、DPAT等の災害時支援チーム（所属医療機関）、館林市内の自主防災組織、館林市防災士連絡会等	自主防災組織（町内15行政区）、防災士連絡会、日赤奉仕団、町社会福祉協議会、町防災会議/避難所環境向上専門委員会、町消防団、長野県災害時支援ネットワーク（長野県社会福祉協議会、長野県NPOセンター、長野県生活協同組合連合会等）、日本赤十字社長野県支部、日本防災士会長野県支部等	県内各大学（静岡大学、静岡県立大学、常葉大学、聖隷クリストファー大学）、島田市社会福祉協議会、静岡県DMAT事務局、静岡DWAT事務局、災害ボランティアコーディネーター等	日本赤十字社、NPO、ボランティア団体、あいち・なごや強靱化共創センター、教育機関、企業等	清流の国ぎふ防災・減災センター、関市災害ボランティア連絡調整会議、岐阜県災害ボランティア連絡会、岐阜県社会福祉協議会、岐阜県共同募金会、岐阜県民生委員児童委員協議会、日本赤十字社岐阜県支部、岐阜県災害派遣福祉チーム（岐阜DWAT）等	兵庫県防災士会、三木防災リーダーの会、日本赤十字社兵庫県支部、ひょうご防災リーダー養成講座の修了者等	日本赤十字社岡山県支部、及び実施市町村社会福祉協議会、日本防災士会岡山県支部、災害支援ネットワークおかやま、「災害時における被災者支援ボランティア協定」締結先16大学等	自主防災会、防災士、消防団員、大学生、中学生防災士等	市登録防災士制度に登録のある防災士等	
								【済】		



実施概要

- 主催：内閣府 共催：広島県、広島市、安佐北区自主防災会連合会
 協力：山崎製パン株式会社、大和重工株式会社、広島文教大学
- 日時
 - 1日目：令和5年6月17日（土）10：00～16：00
 - 2日目：令和5年6月18日（日）10：00～16：00
 - 会場
 - 広島市立落合小学校 体育館（広島県広島市安佐北区落合南2-13-1）

研修講師

- 辛嶋 友香里氏 ビースポート災害支援センター／現地コーディネーター
- 浦野 愛氏 レスキューストックヤード常務理事
- 山中 弓子氏 親子支援・災害看護支援 てとめっと／看護師



研修概要

① オンデマンド講座の受講

※令和4年度と同様の内容

1	人材育成の必要性	村上威夫氏（内閣府（防災担当）参事官）
2	支援者としての心構え、姿勢	栗田暢之氏（JVOAD）
3	災害「支援」の基礎知識	阪本真由美氏（兵庫県立大学大学院教授）
4	避難所における基礎知識	辛嶋友香里氏（PBV）、 関真由美氏（日本赤十字社医療センター）
5	被災者への配慮とニーズ対応	辛嶋友香里氏（PBV）
6	避難所運営の知識とスキル①	浦野愛氏（RSY）
7	避難所運営の知識とスキル②	浦野愛氏（RSY）、辛嶋友香里氏（PBV）
8	日常からの取り組みの重要性	三谷潤二郎氏（倉敷市）松岡武司氏（倉敷市社協）

**避難生活支援
リーダー／サポーター研修**
 「災害関連死・ゼロ」を目指して
 災害時の避難生活の環境向上に貢献できる
 地域の人材を育成します

主催／共催 内閣府／広島県、広島市、安佐北区自主防災会連合会
 協力 山崎製パン株式会社、大和重工株式会社、広島文教大学（協賛）

近年、災害の多発や避難の長期化に伴う災害関連死の増加が
 ますます懸念されています。
 そのため、避難生活の環境向上に関わる
 地域の様々な立場の方の協力が不可欠です。
 そこで、被災者とのコミュニケーションや具体的な避難生活向上のための
 スキルを体系的に学ぶことができる研修を実施します。

この研修では、
 ①オンデマンド講座（動画視聴）
 の受講と、
 ②避難所運営演習（2日間）
 にご参加いただきます。

① オンデマンド講座
 eラーニングシステムで、8コマ、1コマ20分程度の動画で、
 ② 避難所運営演習 ①の研修前までに視聴していただきます。
 2日間として基礎知識や総合スキルについて、研修テキスト①の中から特に重要な点を学びます。
 ※研修テキスト、eラーニングシステムの動画URL、パスワードは、申込受付後各自の電子メールで送付いたします。
 ※eラーニングシステムでの動画視聴が難しい方は、安佐北区役所で上級会を要します。

② 避難所運営演習
 2日間の演習を通して、避難生活の環境向上のためのスキルや
 被災者とのコミュニケーションの重要性を学びます。

会場 広島市立落合小学校 体育館
 〒739-1201 広島県広島市安佐北区落合南2-13-1
 ※駐車場あり

この研修は、内閣府「避難生活支援・被災者人材育成システム」の構築に貢献したモデル研修として実施するものです。





2 避難所運営演習の参加

※3日間プログラムを2日間プログラムに見直しをして実施。開催時間も10:00～16:00に短縮。

1日目

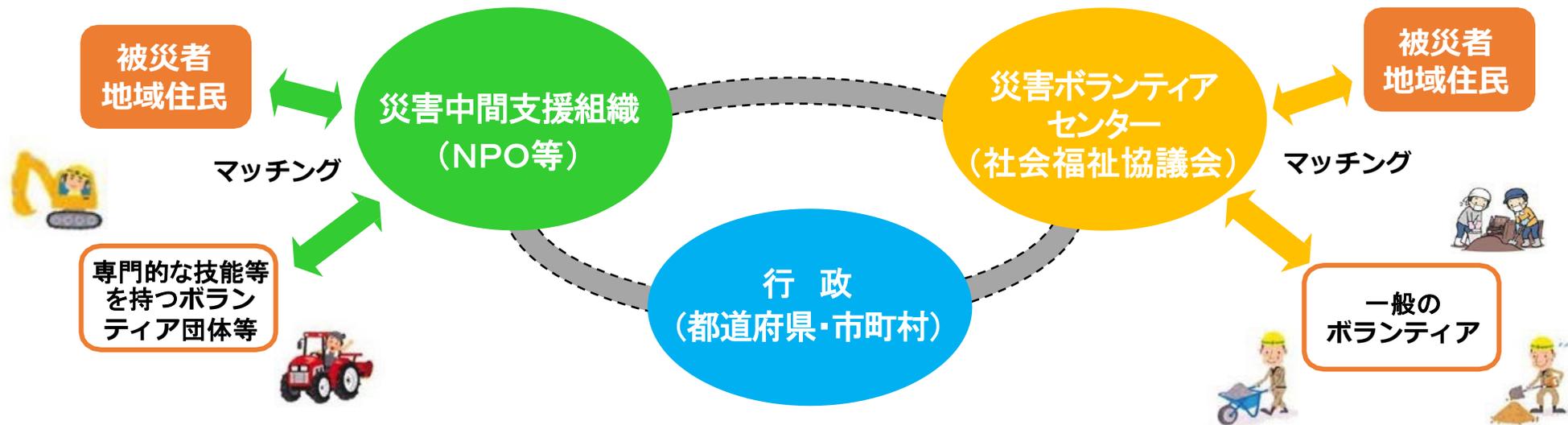
(1) 開会等 10:00～10:30 (30)	○開会挨拶 ○オリエンテーション ・研修実施の背景、期待される役割等
(2) 講義1 10:30～10:50 (20)	○多様な被災者の理解とその配慮 ・被災地・被災者への理解 ・災害時における要配慮者の立場例
(3) 演習1 10:50～12:00 (70)	○被災者の心情や状況の理解 ・被災者の置かれている状況や心情、その背景を理解
12:00～13:00 (60)	休憩・昼食
(4) 講義・演習2 13:00～15:40 (160)	○講義：避難所の課題と生活環境の整備 ・避難所に必要なスペースとその機能 ・一日の流れ、活動内容、運営する上での留意点 ・運営に関わる担い手の理解 ○演習：避難所の課題と生活環境の整備 ・避難所のスペースを再現し、各スペースの改善点を話し合い、具体的な改善作業を行い発表、解説
(5) クロージング 15:40～16:00 (20)	・受講者同士のふりかえりとアンケート記入 ・2日目のアナウンス、閉会挨拶

2日目

(1) 講義・演習1 10:00～12:00 (120)	○対人コミュニケーション（講義） ・避難所におけるコミュニケーションの目的、基本 ○対人コミュニケーション（演習） ・「被災者役」「リーダー/サポーター役」「観察者役」の3つの役となり、コミュニケーションの仕方を体験。 ・グループでの演習結果を全体で発表・共有
12:00～13:00 (60)	昼食・休憩
(2) 講義・演習2 13:00～15:40 (160)	○運営の担い手との連携・協働の必要性 ・2日目午前中に検討したケースについて、「被災者と一緒に取り組めること」「被災者以外の運営の担い手と一緒に取り組むこと」を話し合う ・グループで検討した内容を全体で発表・共有、解説
(3) クロージング 15:40～16:00 (20)	・講師からのコメント ・名簿登録・修了証について ・受講者同士のふりかえりとアンケート記入 ・閉会挨拶



◆三者連携の体制



- 平時：関係者と意見交換するなど、日頃から顔の見える関係を構築
- 発災時：「情報共有会議」を開催し、被害状況の把握、被災者支援の情報共有等を行うなどの取組を実施

◆ボランティアの種類

種類	ボランティアの参加者	主なボランティア活動	
一般のボランティア	社会人や大学生、高校生、サークル活動 ほか	被災家屋の泥かき、家財道具の搬出、清掃等	 
専門的な技能等を持つボランティア団体等	NPO団体、企業、士業関係 ほか	ブルーシート張り、畳の消毒、重機を使用した災害ごみ撤去、トラックによる輸送等	 



- 官民連携による被災者支援の充実・強化を図るうえで、**NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う「災害中間支援組織」の役割が重要**
- 全国の都道府県において、災害中間支援組織を設置・機能強化を図るため、全国域の中間支援組織である「全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）」と連携し、取組を進めている。**現在 19 都道府県において災害中間支援組織が活動している。**

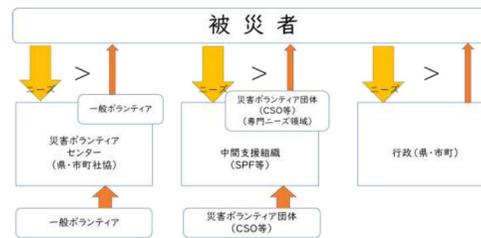
現在活動中の県域の災害中間支援組織（JVOAD資料より抜粋）

北海道	北の国災害サポートチーム
岩手県	いわてNPO災害支援ネットワーク（INDS）
埼玉県	埼玉県災害ボランティア団体ネットワーク「彩の国会議」
千葉県	災害支援ネットワークちば（CVOAD）
東京都	東京都災害ボランティアセンターアクションプラン推進会議
神奈川県	災害復興くらし応援・みんなのネットワークかながわ(みんかな)
長野県	長野県災害時支援ネットワーク（N-net）
静岡県	南海トラフ巨大地震等に備えた災害ボランティアネットワーク委員会／ 静岡県災害ボランティア本部・情報センター
三重県	みえ災害ボランティア支援センター
京都府	京都府災害ボランティアセンター、災害時連携NPO等ネットワーク
大阪府	おおさか災害支援ネットワーク
兵庫県	災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議
奈良県	奈良防災プラットフォーム連絡会
岡山県	災害支援ネットワークおかやま／NPO法人岡山NPOセンター
広島県	災害支援ひろしまネットワーク会議
福岡県	災害支援ふくおか広域ネットワーク（Fネット）
佐賀県	佐賀災害支援プラットフォーム
熊本県	特定非営利活動法人くまもと災害ボランティア団体ネットワーク
宮崎県	特定非営利活動法人宮崎文化本舗

行政・社会福祉協議会・災害中間支援組織の連携事例（佐賀県）

- 佐賀県は、**令和元年豪雨災害時**は、県内初めての大規模災害であったことから、行政・社協・SPF（佐賀災害支援プラットフォーム＝災害中間支援組織）の**連携が不十分**で、情報共有等がうまくできず、**円滑な被災者支援に支障**が生じた。
- この反省を踏まえ、行政・社協・SPFの三者連携を緊密に行い、平時から災害時の対応について意見交換していたことにより、**令和3年豪雨災害時**には、モレ・ムラのないきめ細やかな支援が実施でき、**円滑・効果的な被災者支援**に結びついた。

令和元年



令和3年



- 令和3年豪雨災害時、災害中間支援組織である**SPFが「コロナ禍での域外への支援要請等のためのガイドライン」**を作成し、住民が安心して活動を依頼でき、支援者が安心して活動を行うことができる体制を構築。



- 支援団体にステッカーを渡し、活動中には必ず掲示することで、**住民不安を軽減**。

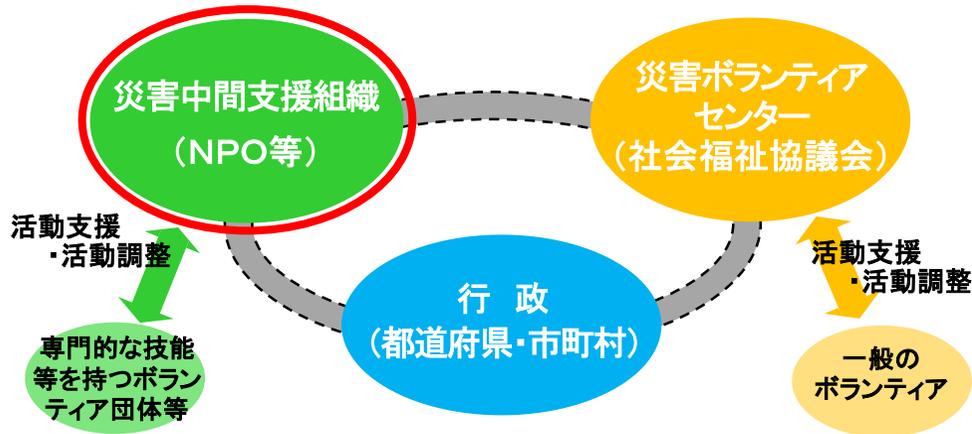
住民に安心してもらうためのステッカーを支援団体へ提供

「官民連携による被災者支援体制整備」モデル事業について(令和5年度～)



- 内閣府では、災害が激甚化・頻発化する中、官民連携による被災者支援の取組強化を図るため、**令和5年度から「災害中間支援組織」の設置・機能強化等を支援するための新たなモデル事業を開始**
- 「災害中間支援組織」の設置・機能強化等に関し、**必要な知見・ノウハウ等の把握・収集において参考となる8県を選定**し、JVOAD（全国域の災害中間支援組織）の協力も得ながら、各県でモデル事業を展開

官民連携（三者連携）の体制



平 時：関係者と意見交換等を行うなど顔の見える関係を構築
 発災時：情報共有会議を開催するなど被害状況の把握、被災者支援の情報共有・活動調整等を実施

- 官民連携（三者連携）による被災者支援の充実・強化を図る上で、**NPO・ボランティア団体等の活動支援や活動調整を行う「災害中間支援組織」の役割が重要**
- 現在、**19の都道府県**で災害中間支援組織が活動中（R5.4現在）
- 内閣府としては、**全ての都道府県に災害中間支援組織を設置すべく**、JVOAD（全国域の災害中間支援組織）とも連携し、**令和5年度から、災害中間支援組織の設置・機能強化等に向けたモデル事業**を開始

モデル事業（令和5年度）

モデル事業実施県

- 岩手県※ ○長野県※ ○愛知県 ○三重県※
- 岡山県※ ○香川県 ○徳島県 ○佐賀県※ の8県

（注）「※」は、災害中間支援組織が活動している県

モデル事業の主な取組

- ・行政や民間団体等との官民連絡会の立上げ
- ・官民連携促進イベント（シンポジウム等の開催）
- ・行政・民間団体等との訓練
- ・自治体職員や地域住民に対する研修
- ・先進的な取組地域等への視察
- ・県内防災関係団体の現状調査（ほか）

【モデル事業のイメージ】



行政や民間団体等との官民連絡会の立上げ



行政と民間団体等との訓練



官民連携促進イベント
 (シンポジウム・フォーラム等の開催)

マンホールトイレの整備・運用 チェックリスト



令和 5 年 4 月

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部

1. 趣旨と目的

災害発生時には、水洗トイレが使用できなくなり、衛生環境の悪化のみならず、できるだけトイレに行かなくて済むように水分摂取を控えることで脱水症やエコノミークラス症候群など健康被害の事例が報告されている。心身の健康を維持するには、早急にトイレ機能を確保することが必要である。

マンホールトイレは、災害時に日常で使用している水洗トイレに近い環境を迅速に確保することができる。また、下水道に接続しているため汲み取りが不要で衛生面でも利点がある。一方で、マンホールトイレの整備は、下水道事業を実施している地方公共団体のうち約4割しか取り組んでいない状況にあるため、マンホールトイレの整備を積極的に進めていくことが求められている。

また、マンホールトイレを整備したものの実際に使用することがないため、課題を把握して改善する機会がなく、発災時になって課題と直面しているのが実態である。

そこで、本資料は、マンホールトイレの整備・運用に関して地方公共団体の実績から得られた課題や改善方法を留意点として整理し、チェックリストにすることで、「マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン」を補完し、実践的なマンホールトイレの整備・運用に関する計画の策定および整備の推進に寄与することを目的とする。

2. チェックリストの活用方法

チェックリストは、災害時等におけるマンホールトイレ使用実績のある地方公共団体の意見をもとに、マンホールトイレの整備に関する留意点を整理し、災害時において快適なトイレ環境を確保するために必要な事項をまとめたものである。

マンホールトイレの整備計画を策定する際には、マンホールトイレの配置や空間・設備、運用、片付けまでの一連の業務や留意点など、全体像を把握することが必要で、そのためにチェックリストが活用されることを想定している。

すでに、マンホールトイレを整備している地方公共団体においては、使用時に必要な対策がとられていない状態とならないようより実践的な備えにするために、現状を見直すための資料としても活用していただきたい。

チェックリストに記載している項目を実施することが望ましいが、設置環境や利用状況等によって重視することが異なると考えられるため、設置場所となる施設の管理者や地域住民との協議や模擬訓練などを取り入れながら、項目に優先順位をつけて、快適なトイレ環境の確保を目指す。

3. チェックリストを活用する際の留意点

(1) 関係部局および設置施設管理者との連携

マンホールトイレは、トイレ個室となる上部構造および大小便等を下水道本管に流下させる下部構造に分かれる。

平常時の整備・保守点検から災害時の運用まで、関係者間で役割分担しながら取り組む必要がある。例えば、防災部局はマンホールトイレの整備および運用を地域防災計画に位置づけて部局間の連携がとりやすいようにする。下水道部局は設計・整備と保守点検を担い、地域の自主防災組織や関連団体等は災害時の組み立てや維持管理を担うことが考えられる。なお、設置場所となる施設の管理者とは、快適な利用環境を確保に向けて、設計の際の位置決めから発災時の運用に至るまでの調整が必要になる。

連携の前提として、災害時に避難所のトイレ空間の快適さが失われることは被災者の健康被害につながることやマンホールトイレの必要性、整備の意義などについて、関係者と共通認識を持つことが重要である。

(2) 下水道総合地震対策事業および効果促進事業の活用

国土交通省では、「下水道総合地震対策事業」を創設し、災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設に整備するマンホールトイレシステム（ただし、マンホールを含む下部構造物に限る。）で、地方公共団体の下水道管理者が策定する「下水道総合地震対策計画」に位置付けられたものについては、補助率 2 分の 1 で防災・安全交付金事業等の基幹事業として支援している。

また、基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要なマンホールトイレの上部構造の購入等は効果促進事業として支援している。

4. マンホールトイレの整備・運用に関するチェックリスト

マンホールトイレ使用実績のある地方公共団体の意見をもとに、マンホールトイレの整備に関する留意点および災害時において快適なトイレ環境を確保するために必要となった事項をチェックリストとして次頁以降に示す。

※ヒアリング自治体

災害における使用：宮城県東松島市、熊本県熊本市

断水における使用：和歌山県和歌山市

	*1	検討項目	ねらい	7 箇条との 関連*2
配 置		避難スペースから死角になっていない場所を 選定する	・防犯の観点から、人目に付く場所に設置することにより抑止効果を 期待できる	整備計画時
		避難スペースから離れすぎでない場所を選定する	・トイレを我慢しないようになる	
		緊急車両の動線上には設置しない	・物資支援車両や給水車などの緊急車両の搬出入をスムーズに行うことが できる	
		施設管理者および自主防災会等に意見を聞いた上で 設置場所を選定する	・関係者に情報共有することで運用・維持管理が適切に実施できる	
		マンホールトイレの備品保管庫は専用のものを 整備場所近くに設置する	・専用の保管庫を設けることで、他の備蓄物資との混乱を回避でき、 取り出しやすくなる ・トイレに隣接して設置することで運搬の労力を抑えることができる ・保管庫がトイレ設置場所の目印になり、住民への説明や組立指示が スムーズになる	

*1 検討項目について、対応状況や優先度などを記入する欄として活用する

*2 「マンホールトイレの整備・運用における7箇条」の4段階との関連

	*1	検討項目	ねらい	7 箇条との 関連*2
空間・ 設備	安全	トイレ室を地面に固定できるようにする	・トイレ室を地面に固定することで、安定性が増し、転倒を防止できる (トイレ室を固定する埋め込み式のアンカー等が望ましい)	整備計画時
		トイレ室の固定器具（打込ピンなど）が地面に設置可能か確認する		
		トイレ室は堅牢なものにする		
		中のシルエットが透けない材質にする	・トイレ室内の照明でシルエットが透けないことで、利用者のプライバシーを確保できる	整備計画時 避難所開設時
		施錠により外から容易に開かないようにする	・容易に開かないようにすることで、利用者の安全性を確保できる	
		トイレ室の中に照明を設置する	・暗い場所や夜間でもトイレを安心して利用できる	
		トイレ室の外にも照明を設置する	・トイレまでの動線やトイレ室外に照明を設置することで、夜間のトイレ利用がしやすくなるだけでなく、犯罪防止や転倒防止につながる	
		トイレまでの動線に照明を設置する	(屋外の照明は、太陽光式のを最低 2 基設置することが望ましい (乾電池式の LED ライトもある))	
			・人感式センサー式の照明を用いることで、電力の消費を抑えることができる	
		使用中かどうか分かりやすい表示にする	・利用者が安心してトイレを利用することができる	
防犯ブザーを各トイレ室に設置する	・防犯ブザーを設置し、それを周知することは犯罪の抑止効果につながる	避難所開設後 運用時		

*1 検討項目について、対応状況や優先度などを記入する欄として活用する

*2 「マンホールトイレの整備・運用における 7 箇条」の 4 段階との関連

	*1	検討項目	ねらい	7 箇条との 関連*2
空間・ 設備	快適	トイレ設置面を舗装して平らにする	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基盤面を平らにすることでトイレ室のひずみを防ぎ、扉の開閉がスムーズになる ・ トイレ室内に雨水や泥などが侵入しないようにする ・ 舗装する際は、段差ができないように配慮する ・ 水がたまらないように勾配をつけ、平坦性を確保する 	整備計画時
		暑さ・寒さ対策を検討する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 暑さや寒さでトイレを我慢することがないようにする ・ 暑さ対策としてはトイレ室内の換気や日除けの設置、寒さ対策としては便座の材質などを検討する 	
		待合スペースを設ける	<ul style="list-style-type: none"> ・ トイレ待ちのスペースに椅子等があることで安心して待つことができる ・ 雨天時等でも傘をささずにトイレに行けるようにする ・ 熱中症予防などを予防でき、暑さが原因でトイレを避けることがなくなる 	避難所開設後 運用時
		待合スペースに椅子等を設置する		
		待合スペースに雨風・日除け対策をする		

*1 検討項目について、対応状況や優先度などを記入する欄として活用する

*2 「マンホールトイレの整備・運用における 7 箇条」の 4 段階との関連

		*1	検討項目	ねらい	7 箇条との 関連*2
空間・ 設備	衛生		トイレ周辺や通路が舗装されていない場合は、ぬかるみ対策をする	・ トイレ内や避難スペースに汚れを持ち込むことを防ぐことができる	整備計画時
			トイレ使用後の洗浄水の確保・運搬に必要な設備を備える	<ul style="list-style-type: none"> ・ 洗浄水を確保して衛生的なトイレ環境を維持する ・ 洗浄水の確保・運搬方法を作成し、必要な設備を整えておくことでスムーズな運用が可能になる ・ 設置場所が水源から離れていると運搬に苦勞するため、その労力を軽減できる (流下型や貯留型など下部構造によって洗浄水の運用方法が異なるので事前に確認しておく必要がある)	
			トイレットペーパー等の荷物が置けるようにする	<ul style="list-style-type: none"> ・ トイレットペーパーが水に濡れて使えなくなるのを防ぐ ・ 便器内にトイレットペーパー以外のものを混入されるのを防止する ・ トイレへの落とし物を防ぐ ・ 害虫や悪臭の発生を抑制し、衛生的なトイレを保つ 	避難所開設時
			サニタリーボックスを設置する		
			荷物かけフックを設置する		
			防虫・除虫剤を設置する		
	臭い対策を講じる (換気や消臭剤の設置)				

		*1	検討項目	ねらい	7 箇条との 関連*2	
空間・ 設備	衛生		手洗い場を設ける	<ul style="list-style-type: none"> 断水時には簡易的な受水槽などに蛇口を取り付けて、簡易手洗い場を設ける 	避難所開設時	
			手洗い場に石けんを設置する			<ul style="list-style-type: none"> トイレは取っ手や鍵、便座、トイレットペーパーホルダー等、同じ箇所に触れるため接触感染予防を徹底する ウェットティッシュやおむつなどは、トイレに流されないように注意喚起する 手洗い用洗浄水の排水方法を確保する
			ウェットティッシュやアルコール消毒液を設置する			
			清掃に必要な使い捨て手袋、作業着、マスク等を用意する	<ul style="list-style-type: none"> 飛沫防止や防汚など、感染症予防も含めた衛生対策として使い捨ての衛生用品を用意する 他トイレと清掃道具を共用すると混乱や不足が生じるためマンホールトイレ専用の清掃道具を用意する 		
			ブラシや雑巾、バケツなどの清掃道具を用意する			

*1 検討項目について、対応状況や優先度などを記入する欄として活用する

*2 「マンホールトイレの整備・運用における 7 箇条」の 4 段階との関連

	*1	検討項目	ねらい	7 箇条との 関連*2
空間・ 設備	要 配 慮	バリアフリートイレ*3を設置する	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者や子連れ、要介助者なども使用できるため、複数あると利便性が向上する ・バリアフリートイレ*3は、男性用と女性用の間に設置することにより、双方にとって使いやすくなる 	整備計画時
		子連れや介助者が必要な人の利用なども想定し、バリアフリートイレ*3の複数設置を検討する		
		バリアフリートイレ*3にストーマ装具などが置ける折り畳み台を設置する	<ul style="list-style-type: none"> ・人工肛門、人工膀胱保有者がストーマ装具を交換できる 	
		女性用トイレの割合が多くなるように決めておく	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の方が男性よりも利用時間が多くかかるため、混雑解消につながる ・通常のトイレと同様に男女別とし、動線を分けることでプライバシーが確保でき、利便性が向上する 	
		男性用トイレと女性用トイレは明確に分ける		
		入り口の向きを変えるなど導線を分ける	<ul style="list-style-type: none"> ・車いす利用者や高齢者等がトイレまでアクセスしやすくする 	
		トイレまでの動線にスロープなどを設けて段差を解消する		
トイレまでの動線に必要な応じて手すりを設置する				

*1 検討項目について、対応状況や優先度などを記入する欄として活用する

*2 「マンホールトイレの整備・運用における7箇条」の4段階との関連

*3 高齢者、障害者等が利用する個別機能を備えた便房等の適正利用を推進するために、各種便房を総称して「高齢者障害者等用便房（バリアフリートイレ）」と位置付ける（国土交通省「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」より）

	*1	検討項目	ねらい	7 箇条との 関連*2
運用	維持管理	平時から地域住民や自主防災組織にマンホールトイレについて説明する	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民や自主防災組織が中心となって運用できる ・平時に使用することで住民に周知でき、間違った使用方法や衛生状態の悪化を防ぐことができる ・平時に使用することにより課題の改善につながる 	整備計画時
		日常的にマンホールトイレを使う機会を設ける		
		地域住民向けの運用および維持管理マニュアルを作成する		
		トイレの組立や維持管理に関して関連団体や企業との協力体制を検討する		
		マンホールトイレの使い方に関する説明のポスター等を作成する	・トイレトペーパー以外を流すと詰まりの原因になるため、トラブルを抑止することができる	避難所開設後 運用時
	衛生		手指衛生を呼びかけるポスター等を作成する	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレはすべての人が使用し、取っ手や鍵など同じ場所に触れるので、接触感染を予防するため ・トイレ使用後の手洗いや手指消毒を徹底する ・トイレが不衛生になると、感染症や関連死を引き起こすことにつながる ・関連団体や企業、ボランティアへの依頼も含めて、トイレ掃除体制を構築する
		手洗いを促すポスターを作成する		
		トイレ清掃マニュアルを作成する		

*1 検討項目について、対応状況や優先度などを記入する欄として活用する

*2 「マンホールトイレの整備・運用における7箇条」の4段階との関連

	*1	検討項目	ねらい	7 箇条との 関連*2
	防 犯	トイレに一人で行かないように呼び掛ける掲示物を作成する	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間のトイレ利用は犯罪等に巻き込まれる可能性があるため、トイレに一人で行かないことを徹底する ・犯罪防止のために関係者で情報を共有し、啓発を徹底する 	避難所開設後 運用時
		防犯のためのポスターを作成する		
運 用	要 配 慮	トイレの声掛けを啓発するポスター等を作成する	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者を中心にトイレに行くことを我慢する傾向にあるため、トイレに行くことを呼びかける ・トイレの使い方、手洗い方法、消毒の方法など、外国の方が理解できる ・我慢することは水分摂取を抑えることを意味し、エコノミークラス症候群で命を落とすことにつながる ・トイレの安全性や快適性を検討する際は、高齢者や障害者、子ども、妊産婦、傷病者、難病患者、ジェンダーマイノリティ、外国人等の代表者に意見を求める 	避難所開設後 運用時
		外国語の掲示物を作成する		
		トイレの声掛けを行うよう避難所運営者に伝える		
		トイレの運営及びヒアリングは男女共同で実施する		
		女性や高齢者などの要配慮者の意見を聞く		
		安全性や快適性を高めることを検討する		

*1 検討項目について、対応状況や優先度などを記入する欄として活用する

*2 「マンホールトイレの整備・運用における 7 箇条」の 4 段階との関連

	*1	検討項目	ねらい	7 箇条との 関連*2
片づけ	清掃	マンホール内を清掃する	<ul style="list-style-type: none"> マンホールや管路内に付着した汚物等を清掃し、使用後の臭気や害虫発生を防ぐ サビやカビを防ぎ、劣化防止につながる 周辺に汚物やトイレットペーパー等による汚染が無いようにする 	片づけ時
		管路内を清掃する		
		上屋・便座・便器を洗浄・消毒後、乾燥させてから保管庫に収納する		
		再利用できる備品は洗浄・消毒後、乾燥させてから保管庫に収納する		
		直接汚物が触れるシューター等については交換する		
		マンホールトイレ設置個所の周辺を清掃する		
	補充	貯水槽を備えている施設については、水を補充する	・すぐに使用できるように貯水槽に水を溜める	片づけ時
		トイレットペーパーを補充する	・すぐに使用できるように不足分を補充する	
		防虫・除虫剤等、備品を補充する		
		ライトの電池残量、破損の有無を確認する		
収納	防犯ブザーの電池残量、破損の有無を確認する	・初めての人でも何がどこに整備されているか分かる		片づけ時
	備品ごとに入れ物を分けて収納したり、名称等を明記したりする			

*1 検討項目について、対応状況や優先度などを記入する欄として活用する

*2 「マンホールトイレの整備・運用における 7 箇条」の 4 段階との関連

5. 参考資料

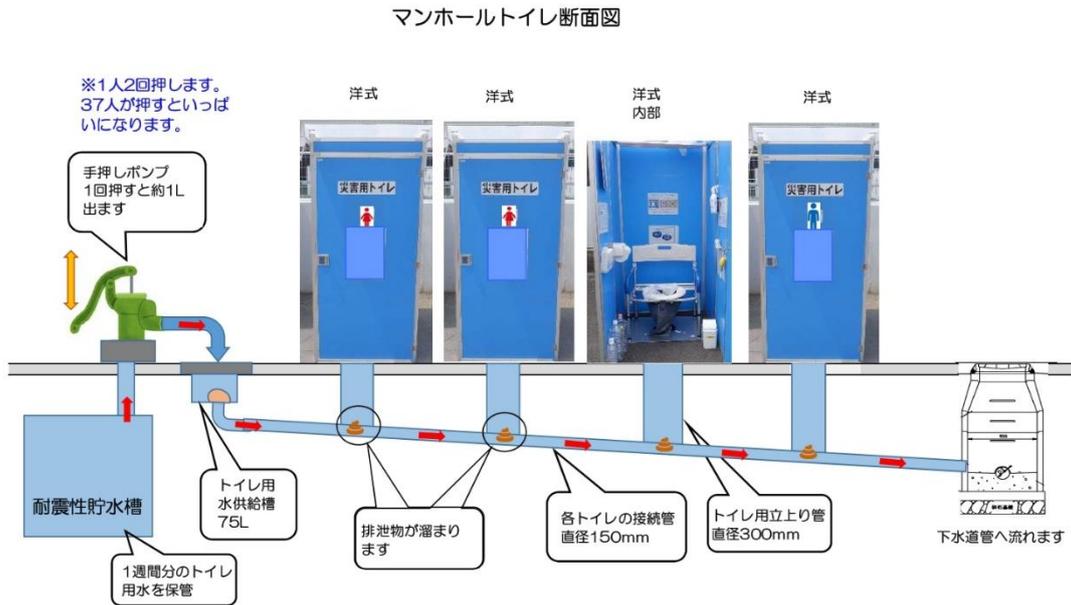
主なマンホールトイレの形式例とマンホールトイレ使用実績のある地方公共団体で整備しているマンホールトイレの形式例を以下に示す。

(1) 主なマンホールトイレの形式例

形式	概要	概念図	設置場所
本管直結型	<p>[特徴]</p> <p>①下水道のマンホールに上部構造物（便器及び仕切り施設等）を設置する。</p> <p>②下水道管路からマンホールトイレ用のバイパス管を敷地内に引き込み、上流から流れてくる下水を利用してし尿を流す。</p> <p>[メリット]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ トイレ用水を確保する必要が無い ・ 既に敷設されているマンホールを有効活用できる 	<p>①</p> <p>(断面)</p>	歩道等
		<p>②</p> <p>(平面)</p>	学校の校庭や公園等
流下型	<p>[特徴]</p> <p>下水道管路に接続する排水管に上部構造物を設置する。</p> <p>[メリット]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貯留型に比べて排水管の管径を小さくできる 	<p>(断面)</p>	
貯留型	<p>[特徴]</p> <p>下水道管路に接続する排水管に上部構造物を設置するもので、マンホールまたは汚水ます内に貯留弁等を設け、排水管を貯留槽とした構造や、排水管の下流側に貯留槽を別途設けた構造がある。</p> <p>[メリット]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放流先の下水道管路の状態にかかわらず一定期間は使用することができる 	<p>(断面)</p>	

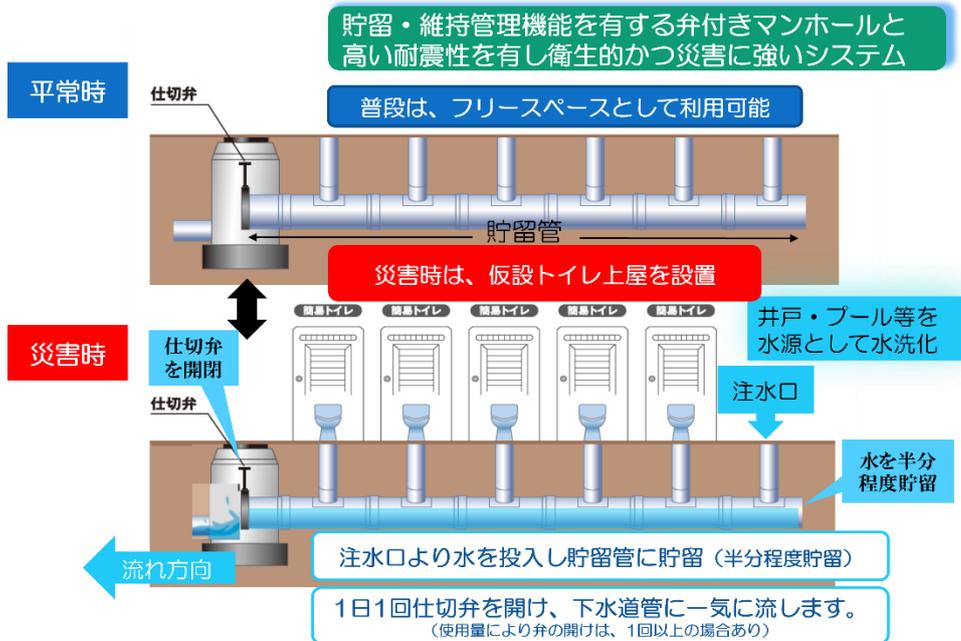
出典：マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン
(国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部)

(2) 流下型の例



(3) 貯留型の例

マンホールトイレシステムの概要



内閣府の取組

令和 3 年度

- ・防災基本計画に災害ケースマネジメントに関連する記載を追加
- ・先進的な取組を行う自治体の事例を集めた取組事例集を作成・公表

令和 4 年度

- ・災害ケースマネジメントの標準的な取組方法をまとめた手引書を作成・公表（3月）
- ・災害ケースマネジメントの平時の準備状況などの自治体の取組について調査を実施

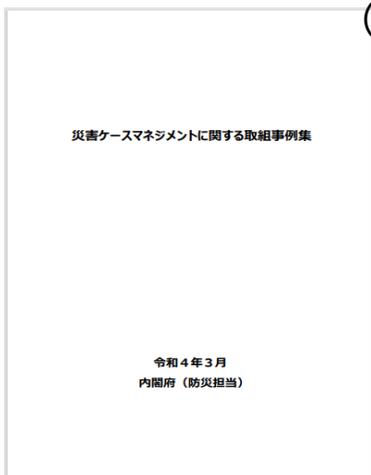
令和 5 年度
以降

- ・令和 5 年 5 月の防災基本計画の見直しにおいて、「災害ケースマネジメント」の位置づけを明確化

- 地方公共団体は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。
- 国〔内閣府、厚生労働省〕及び地方公共団体は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

- ・取組事例集や手引書を活用し、地方公共団体職員、福祉関係者、NPO等の幅広い関係者を対象とした説明会などの周知・普及を実施

【災害ケースマネジメントに関する取組事例集】
(令和 4 年 3 月作成)



<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagousei/case/pdf/zenpen.pdf>

【災害ケースマネジメント実施の手引き】
(令和 5 年 3 月作成)



<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagousei/case/pdf/r5zenpen.pdf>



1. 趣旨

- 災害ケースマネジメントの取組をより一層推進するため、被災経験の有無を問わず、全国の自治体が災害ケースマネジメントを実践していくに当たり参考となるよう、災害ケースマネジメントの標準的な取組方法をまとめた手引書を作成する。
- 本有識者検討会においては、主に以下の事項について検討する。
 - ・各自治体の実施状況や多様な取組内容等を踏まえ、実施手順、支援対象・内容、専門家等の関係者との体制構築・連携等について、災害ケースマネジメントの標準的な取組方法として手引書上に示す内容の検討
 - ・手引書の適切性に関する多角的な視点に基づく検討

2. 委員等

(1) 学識者 (3名) 【◎：座長、50音順】

- | | |
|--------|--|
| ◎鍵屋 一 | 跡見学園女子大学 観光コミュニティ学部
コミュニティデザイン学科 教授 |
| 阪本 真由美 | 兵庫県立大学大学院 減災復興政策研究科 教授 |
| 菅野 拓 | 大阪公立大学大学院 文学研究科 准教授 |

(2) 関係団体 (3名)

- | | |
|-------|--|
| 栗田 暢之 | 特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体
ネットワーク (JVOAD) 代表理事 |
| 高橋 良太 | 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉部 部長 |
| 吉江 暢洋 | 日本弁護士連合会・災害復興支援委員会 委員長
(川上・吉江法律事務所) |

(3) 地方公共団体 (4名)

- | | |
|-------|------------------------|
| 天野 大輔 | 鳥取県 危機管理局 危機管理政策課 係長 |
| 勝間 基彦 | 徳島県 危機管理環境部 副部長 |
| 菊地 天絵 | 岩泉町 町民課 副主幹 |
| 宮本 結花 | 八代市 健康福祉部 健康福祉政策課 上席参事 |

(4) 関係省庁 厚生労働省

3. スケジュール等

- ・第1回検討会：令和4年6月27日（月）開催
- ・第2回検討会：令和4年10月4日（火）開催
- ・第3回検討会：令和4年12月22日（木）開催
- ・第4回検討会：令和5年2月16日（木）開催
- ・8月以降、市町村など関係団体へヒアリングを実施。
- ・第4回での議論及び市町村等のご意見を踏まえ、令和4年度3月に公表・自治体に通知。

「災害ケースマネジメント実施の手引き」構成



第1章はじめに・第2章災害ケースマネジメントの基本的考え方と取組の概括

○災害ケースマネジメントとは（定義）

被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようマネジメントする取組

○災害ケースマネジメントの効果

- ✓ 災害関連死の防止
- ✓ 避難所以外への避難者への対応
- ✓ 支援漏れの防止
- ✓ 被災者の自立・生活再建の早期実現、地域社会の活力維持への貢献等

第3章 災害ケースマネジメントの実施の準備 （平時からの取組）

○実施主体の確認

- ✓ 防災部局と福祉部局の連携

○関係機関との連携体制の構築

- ✓ 社会福祉協議会、NPO等との顔の見える関係の構築

○市町村地域防災計画への位置づけ

- ✓ 地域福祉計画等への位置づけも推奨

等

第4章 災害ケースマネジメントの実施

※発災直後以降を3つの段階に分けて取組を記載

○支援拠点の設置

○アウトリーチによる被災者の状況の把握

○情報連携会議・ケース会議の開催

○支援記録の作成

○課題に応じた支援へのつなぎ・支援の実施

○継続的な支援の実施

等

第5章 災害ケースマネジメントの実施に係る 個人情報の取扱いについて

第6章 災害ケースマネジメント実施者 の研修・支援について

第7章 都道府県の役割

第8章 大規模広域災害の発生 に備えた準備について

第9章 災害ケースマネジメントの評価と改善 （次の災害への備え）

第10章 福祉施策による災害ケースマネジメントの実施

第11章 災害ケースマネジメントの実施に係る デジタル技術の活用について

横断的事項

【付属資料】

付属資料1：用語集

付属資料2：主な被災者支援関連制度集

付属資料3：地方公共団体の独自支援制度等

災害ケースマネジメントの全体像



	平時	発災直後 ～避難所運営段階	避難所閉所検討 ～応急仮設住宅供与段階	応急仮設住宅 供与段階以降
被災者の生活		避難所		応急仮設住宅
		在宅避難		
支援体制等	実施体制の検討・構築（市町村内）			
	支援関係機関、NPO等との連携			
	計画等への位置づけ			
	人材確保・育成、研修実施			
		災害ボランティアセンター設置・運営		
			支援拠点の設置・運営	
被災者支援		罹災証明書発行		
		被災者台帳作成・活用		
	アウトリーチ等	<ul style="list-style-type: none"> ○主な目的 <ul style="list-style-type: none"> ・応急的な対応が必要な被災者の発見及び状況の把握 ・生活再建に向けた支援情報の適切な周知（罹災証明書の発行等） ○対象 <ul style="list-style-type: none"> ・避難所避難者、在宅避難者 <p>→応急的な対応が必要な被災者については、医療や保健、福祉につなぎ、災害関連死を防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○主な目的 <ul style="list-style-type: none"> ・住まいの再建、日常生活の自立にあたっての支援が必要な被災者の発見及び課題の把握 ○対象 <ul style="list-style-type: none"> ・当該災害の被災者（全数調査が望ましい） <p>→アウトリーチで被災者の状況を把握し、得られた情報を精査・アセスメントを実施、支援が必要な者と課題を特定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○主な目的 <ul style="list-style-type: none"> ・継続的の支援が必要な被災者に対する見守り・相談支援 ○対象 <ul style="list-style-type: none"> ・仮設住宅入居者、在宅被災者等 <p>→アウトリーチで得られた情報を踏まえ、適宜アセスメントを見直し</p>
	災害ケースマネジメント ケース会議	<p>※必要に応じて開催</p> <p>※応急的に対応が必要な被災者を医療・福祉等の支援につなぐことが重要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○目的 <ul style="list-style-type: none"> ・アウトリーチ、アセスメントの結果等を踏まえ個々の課題に応じた支援方策を検討 ○参加者 <ul style="list-style-type: none"> ・行政内関連部局、福祉関係者、支援サービス提供者、NPO等 	<ul style="list-style-type: none"> ○目的 <ul style="list-style-type: none"> ・アウトリーチ結果等を踏まえ個々の課題に応じた支援方策を検討 ○参加者 <ul style="list-style-type: none"> ・行政内関連部局、福祉関係者、支援サービス提供者、NPO等
	支援へのつなぎ等	<p>必要に応じて、適切な支援先へのつなぎ等支援を実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な支援先へのつなぎ等支援を実施 ・次の生活への移行等、避難所で生活する被災者への支援を実施 	<p>適切な支援先へのつなぎ等支援を実施</p> <p>→行政内関連部局、支援関係機関、士業団体、NPO等</p>
災害ケースマネジメント 情報連携会議	<ul style="list-style-type: none"> ○目的 <ul style="list-style-type: none"> ・被災者支援の全体状況の共有、避難所運営や要対応者への対応状況、全体的な方針等の共有 ○参加者 <ul style="list-style-type: none"> ・行政内関連部局、災害ボランティアセンター、支援関係機関、NPO等 	<ul style="list-style-type: none"> ○目的 <ul style="list-style-type: none"> ・被災者支援の全体状況の共有、アウトリーチの進捗状況、ケース会議の実施状況等の共有 ○参加者 <ul style="list-style-type: none"> ・行政内関連部局、地域支え合いセンター、支援関係機関、NPO等 	<ul style="list-style-type: none"> ○目的 <ul style="list-style-type: none"> ・被災者支援の全体状況の共有、アウトリーチの進捗状況、ケース会議の実施状況等の共有 ○参加者 <ul style="list-style-type: none"> ・行政内関連部局、地域支え合いセンター、支援関係機関、NPO等 	



地方公共団体及び関係民間団体向け説明会

【目的】

災害ケースマネジメントに行政と協働して取り組む民間団体や関心のある市民を集め、それぞれの観点から取組を説明するとともに、意見交換を実施し、官民連携による取組のイメージを掴んでもらうほか、平時から顔の見える関係の構築、取組の実施の機運醸成を図る。

【対象として想定される方】

- 管内の市町村職員
- 社会福祉協議会、福祉関係職能団体その他福祉関係者
- 弁護士、建築士その他士業関係者
- NPO等（災害中間支援組織や専門NPOなど）
- その他地域の災害ケースマネジメントに関心のある市民、団体

※対象は、開催自治体と相談して決定

実施予定団体

東北ブロック	：岩手県・宮城県★・福島県（3県合同開催）
中部ブロック①	：静岡県
中部ブロック②	：愛知県★・岐阜県（2県合同開催）
近畿ブロック	：奈良県・兵庫県★（2県合同開催）
中国ブロック①	：岡山県
中国ブロック②	：鳥取県
四国ブロック	：香川県・徳島県★・高知県（3県合同開催）
九州ブロック	：福岡県

- ※ ★は合同説明会の会場設置自治体
- ※ 開催時期については現在調整中

令和5年度当初予算 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 1.0億円 (1.0億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 東日本大震災における被災地支援の経験、課題等を踏まえ、要配慮者（高齢者・障害者など支援が必要な方々）に対し機動的・能動的な福祉支援が行えるよう、都道府県単位で災害福祉支援ネットワークを構築し、災害対策の強化を図ることが必要
- このため、迅速に災害派遣福祉チーム（DWAT）を派遣することができるよう派遣リストの整備や、災害時の支援に係る研修・訓練の実施など、各都道府県が行う災害福祉支援ネットワークの構築に必要な取組を支援し、全国的な災害福祉支援ネットワークの体制構築を推進

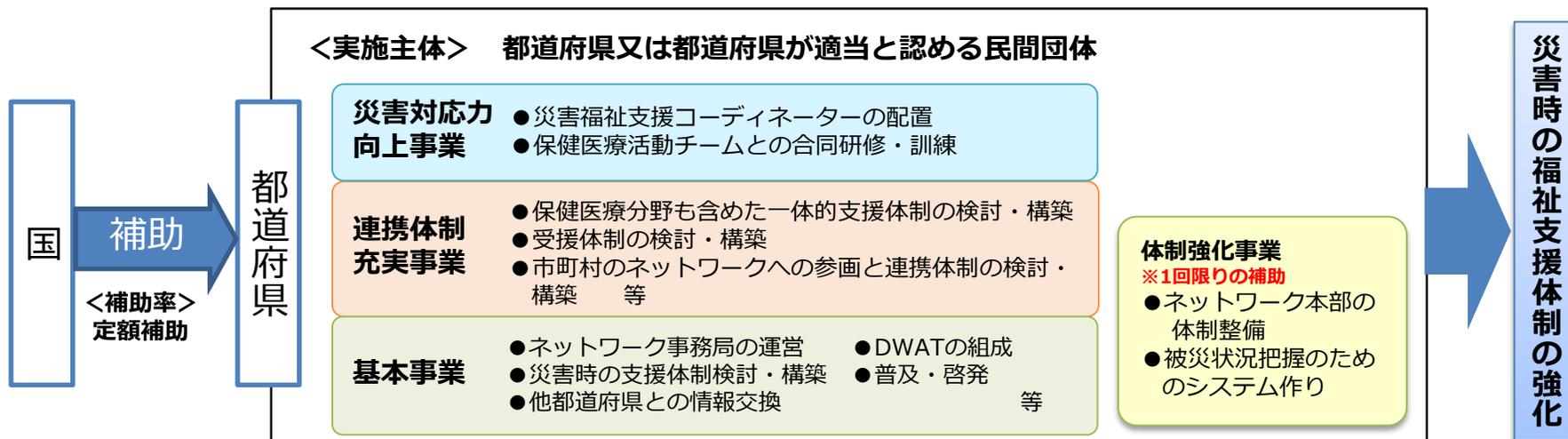
1. 災害福祉支援ネットワークとは

災害時において、災害時要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難生活中における生活機能の低下等の防止を図るため、各都道府県において、一般避難所で災害時要配慮者に対する福祉支援を行う「災害派遣福祉チーム」を組成するとともに、一般避難所へこれを派遣すること等により、必要な支援体制を確保するためのネットワーク

2. 災害派遣福祉チームとは

社会福祉士や介護福祉士等の多職種から構成され、一般避難所における災害時要配慮者に対し、①他の福祉避難所等への誘導、②アセスメント、③食事、トイレ介助等の日常生活上の支援、④相談支援、⑤避難所内の環境整備等の福祉支援を実施

2 事業概要・スキーム



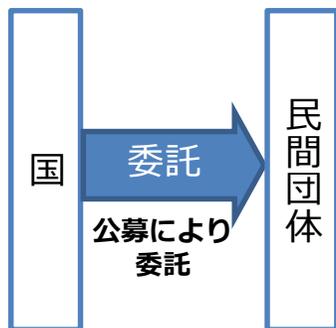
災害福祉支援ネットワーク中央センター事業

令和5年度当初予算 15百万円（15百万円）（保健福祉調査委託費）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 近年、甚大な被害をもたらす災害が多く発生していることから、機動的かつ能動的な福祉支援体制を構築し災害時要配慮者（高齢者や障害者など支援が必要な方々）に対し迅速な支援を行えるよう、各都道府県における災害福祉支援ネットワークの構築や災害派遣福祉チーム（DWA T）の設置を補助しており、全国的に取り組んでいる
- 全国的な取組が進む一方で、都道府県間での広域的なDWA T派遣調整に時間を要した、複数の避難所から同時に派遣要請があった場合の対応に苦慮したなど、DWA Tの派遣実績を通じて新たな課題も生じている
- これらの状況を踏まえ、平時には広域的な派遣体制の構築や現場で中心的な役割を担うDWA Tチーム員を養成する全国研修の実施、災害時には各都道府県のDWA T活動状況の集約や都道府県間の派遣調整、こうした取組を一体的に行う災害福祉支援ネットワーク中央センターを設置し、全国の災害福祉支援ネットワークの支援体制の充実を図る

2 事業概要・スキーム



災害福祉支援ネットワーク中央センターを設置し、以下の取組を一体的に実施

（平時）

- 広域的な連携体制の構築
 - ・ 応援側・受援側の対応手順等の整理
 - ・ ブロック会議の開催等による自治体間の認識共有・意見等の調整 等
- 全国研修の実施（※令和3年度まで災害派遣福祉チームリーダー養成等研修事業として実施していた研修を本事業へ組み替え）
 - ・ 実地訓練や本番活動の際に、中心となって動けるチーム員の養成
 - ・ DWA T派遣実績のある県の取組事例等の全国展開 等

（災害時）

- 各都道府県のネットワーク本部と連携し、DWA T活動状況の集約や都道府県間の派遣調整等